



報道関係者各位

エコマーク「複写機・プリンタなどの画像機器」 認定基準を制定します

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 (住所:東京都中央区、理事長:森嶋 昭夫) は、5月1日付でエコマーク商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」認定基準を制定しましたので、お知らせします。また、同日より、新基準での複写機、プリンタ、複合機の認定審査の申込受付を開始します(ファクシミリ、スキャナは11月1日より申込受付開始)。

◇No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」認定基準について

複写機・プリンタなどの画像機器は、オフィスや家庭で欠かすことのできない事務機器です。エコマークでは現在 No.117「複写機 Version2」、No.122「プリンタ Version2」認定基準がありますが、この度、これらの基準の全面的な見直しを実施し、「複写機・プリンタなどの画像機器」新基準を制定しました。

これらの機器は世界各国で広く流通しており、多くの各国の政府機関等でも使用されているため、グリーン公共調達ツールとして海外のタイプ I 環境ラベル取得に関するニーズが特に高く、基準の国際的な調和が求められています。エコマークでは、海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証を積極的に進めており、これまでに、北欧 5 カ国ノルディックスワン、韓国環境ラベル、中国環境ラベル、ニュージーランド環境チョイス、タイグリーンラベルおよび台湾グリーンマークと相互認証協定を締結し、複写機・プリンタ分野で 400 機種を超える相互認証の活用事例があります。

そのため、相互認証のさらなる推進を念頭に、各国で参考とされているドイツ ブルーエンジェル RAL-UZ171「プリント機能付き事務機器」(2012年7月制定)および「国際エネルギースタープログラム」基準(2014年1月発効)との整合を図ったほか、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)の対象機器であるファクシミリ、スキャナも新たに対象範囲に加えました。

基準策定にあたっては、特に使用段階のエネルギー消費に関し先導的なレベルの基準値を設定したほか、総合的な環境負荷低減を目指し、資源循環に貢献する製品設計や使用済機器・消耗品の回収の仕組み、トナー・インク等の化学物質、TVOC(総揮発性有機化合物)や微粒子の放散の基準値等についても大幅に強化しました。

「複写機・プリンタなどの画像機器」の認定基準書および解説、ならびに海外ラベルとの相互認証に関する情報は、エコマーク事務局ウェブサイト(基準書、解説:<http://www.ecomark.jp/nintei/>、相互認証:<http://www.ecomark.jp/about/mutual/>)で公開しています。以上

<本件に関するお問い合わせ> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

Tel:03-5643-6253 E-mail: info@ecomark.jp

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度で、(公財)日本環境協会が運営しています。エコマークは1989年に創設され本年2月に25周年を迎えました。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。URL:<http://www.ecomark.jp/>